

令和2年4月23日

枚方市提供

コロナ対策補正予算案 30日市議会に提出 府の休業要請半額負担など 市長ほか特別職の給与減額も

市はコロナ対策関連施策の補正予算案を4月30日に開かれる市議会定例会(4月閉会議会)で提出する(議決は同日を予定)。

主な内容としては、国による一人10万円の特別定額給付金や、府の休業要請に伴う事業者への支援金(中小100万円、個人50万円)などの経済政策への対応。特別定額給付金については24日に臨時組織を設置して準備を進めるとともに、府の事業者への支援金については市として半額負担(約9億円)を行うこととした。

また、市独自の取り組みとしては、中小企業が融資を受けるために必要となる信用保証料の自己負担額を給付(10万円まで)する事業の拡充(1984万円)をはじめ、収入減に苦しむ市内飲食店を支援するための期間限定「枚方版デリバリーサービス」の実施(2990万円)などがある。

コロナ対策ではこのほか、し尿処理手数料の免除や、留守家庭児童会室の利用自粛に協力した家庭への保育料還付なども実施する。

このほか、市長ほか特別職の給与を減額する議案も提出する。すでに実施している減額措置からさらに割合を引き上げるもので、市長の場合は現行の20%から30%となる。期間は5月1日～令和3年3月31日で、今回の減額割合のさらなる引き上げ措置による効果額は404万8000円で、コロナ対策の財源に充てる予定。

※コロナ対策関連施策の詳細は別紙参考資料の通り

問い合わせは企画政策課(電話072-841-1254、ファクス072-841-3039)へ

※市長など特別職の給与減額は別紙プレスリリース資料の通り

(参考資料)

新型コロナウイルス感染症対策一覧 (令和2年4月23日現在)

| No. | 課名 | 事業名等 | 概要 | 補正 | 補正額 | 条例 | 国等 | 市 |
|-----|-------------------------------------|----------------------------------|--|----|------------------------|----|----|---|
| 1 | 商工振興課 | 信用保証料補給金の変更(拡充) | 信用保証料について、中小企業信用保証法第2条第5項4号の規定による融資を受けたものを対象としていたが、同5号及び同第2条6項(危機関連保証)まで対象を拡大する。また、国の実質無利子・無担保等の制度が運用されれば、融資額400万円までで保証料の自己負担分が発生する事業者に自己負担分全額を給付する。 | ○ | 19,836千円 | | | ○ |
| 2 | 商工振興課 | 休業要請支援金(府・市町村共同支援金) | 大阪府の休業・休止要請に対する支援策として支給される支援金、中小企業1,000千円・個人事業者500千円について、本市も半額の負担を行う。 | ○ | 893,500千円 | | | ○ |
| 3 | 商工振興課 | デリバリー支援事業 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少している飲食店が、売上拡大に取り組むための支援策として、大阪府が外出の自粛促進のため5月6日までの期間限定で実施しているデリバリーサービスのキャンペーン終了後に、枚方版としてサービスをスタートさせ飲食店の負担となる初期経費や手数料、消費者へのポイント還元について市が負担する。なお取り組みは2か月限定とする。 | ○ | 29,900千円 | | | ○ |
| 4 | 私立保育幼稚園課 | 小学校の臨時休業等に伴うファミリーサポートセンター利用料支援事業 | 小学校の臨時休業等に伴い、4月8日から5月6日までにファミリーサポートセンターを利用した場合の利用料を補助する。 | ○ | 720千円 | | ○ | |
| 5 | 年金児童手当課 | 子育て世帯への臨時特別給付事業 | 児童手当を受給している世帯に対して児童手当の受給対象児童1人につき1万円を給付 | ○ | 490,944千円 | | ○ | |
| 6 | 保健医療課、保健衛生課、保健予防課 | 感染症予防対策事業 | ・PCR検査器購入補助金、検査手数料、検体搬送経費等 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院に係る医療費負担金 | ○ | 67,789千円 | | ○ | |
| 7 | 教育指導課 | 学校ICT機器等整備事業 | 中学校全生徒、小学校全教員、小学5・6年生へのタブレット購入経費 債務負担R3～7：2,873,559千円 | ○ | 241,759千円 | | ○ | |
| 8 | おいしい給食課 | 学校臨時休業対策事業補助金 | 小中学校給食用物資キャンセル料(令和2年3月分食材) | ○ | 23,169千円 | | ○ | |
| 9 | 子どもの育ち見守りセンター | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 就業環境に影響を受けるひとり親家庭等への生活資金の貸し付け | ○ | 6,300千円 (繰出2,100千円) | | ○ | |
| 10 | 保育幼稚園入園課 | 保育料の減額(還付) | 休園または登園自粛を要請した期間(令和2年3月2日～令和2年5月6日の間)に、家庭保育に協力し、1日以上登園を自粛した場合の保育料(利用者負担額)を国の基準に基づき、日割り計算の上減額(還付) | ○ | 41,576千円 | | ○ | |
| 11 | 放課後子ども課 | 留守家庭児童会室保育料の還付 | 学校休校期(4月8日～5月6日)における留守家庭児童会室の利用について、家庭での保育が可能な方に対し、家庭保育の協力を依頼するとともに、緊急事態宣言により仕事を休まれる方に対し、登室自粛を強く要請。協力要請に基づき自粛した場合、市規則に基づき、日数に応じて日割計算の上、減額(還付)。 | | | | | ○ |
| 12 | 交通対策課 | 市営駐輪場利用料金の還付 | ・市営自転車駐輪場の4月定期券を購入されている方に利用料金を還付する。 ・定期券の支払いについては、次回利用時まで延長。 | | | | | ○ |
| 13 | 淀川衛生事業所 | し尿処理手数料の免除 | 緊急事態宣言発令に伴い、外出の自粛要請となったことにより、一般家庭から排出されるし尿の臨時収集について、し尿処理手数料を免除する。 | | | | | ○ |
| 14 | 国民健康保険室 | 国民健康保険及び後期高齢者医療保険料の減免 | ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる特定の世帯等の保険料を減免する。 | | | | ○ | |
| 15 | 国民健康保険室 | 国民健康保険及び後期高齢者医療保険料の納付猶予 | 経済的困窮により国民健康保険及び後期高齢者医療保険料の納付が一時的に困難な被保険者について、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合においては、納付することができない金額を限度として、徴収(納付)が国保は最長6か月間、後期高齢は最長1年間猶予する。 | | | | ○ | |
| 16 | 国民健康保険室 | 国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当の新設 | 国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、労務に服することができなかった被用者に傷病手当金を支給する。 | ○ | 2,100千円 | ○ | ○ | |
| 17 | 地域健康福祉室 長寿・介護保険担当 | 介護保険料の納付猶予 | 経済的困窮により介護保険料の納付が一時的に困難な被保険者について、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合においては、納付することができない金額を限度として、徴収(納付)が最長6か月間猶予する。 | | | | ○ | |
| 18 | 地域健康福祉室 長寿・介護保険担当 | 介護保険料の減免 | ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる特定の世帯の介護保険料を減免する。 | | | | ○ | |
| 19 | 地域健康福祉室 長寿・介護保険担当 | 介護保険サービスの利用料減免等 | 経済的困窮により介護保険サービスの利用料の支払いが困難と認められる場合は、利用料が減額もしくは免除する。 | | | | ○ | |
| 20 | 税務室 | 税制上の措置(案) 税の徴収猶予等 | 収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予、2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用 固定資産税：中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置(令和3年度課税分)・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 | | | | ○ | |
| 21 | 健康福祉部 子ども未来部 上下水道経営部 総合政策部 | 水道料金・下水道使用料の福祉減免制度の継続 | 令和2年10月以降、水道料金等の制度見直しにより廃止となる現行の基本料金に付与している基本水量(8㎡)の福祉減免制度について令和3年3月31日まで継続する。(令和3年4月以降の取り扱いについては改めて検討) | | | | | ○ |
| 22 | 特別定額給付金室 (4月24日設置予定) | 特別定額給付金(仮称) | 4月27日を基準日とし、世帯構成員1人につき10万円を受給権者である世帯主に給付。申請は郵送方式及びオンライン申請方式(マイナポータル)。申請期限は、受付開始日から3か月以内とする。 | ○ | 40,196,101千円 | | ○ | |

※ひとり親等の休業手当(拡充)：対象世帯に、ひとり親家庭医療の対象世帯を追加(市)